平成19年5月31日

各　　位

会　社　名　　日本コンクリート工業株式会社
代表者名　　取締役社長　　網　谷　勝　彦
（コード番号　５２６９　東証第１部）
問合せ先　　取締役社長室長　五十嵐　通　孝
（ＴＥＬ　０３－５４６２－１０２２）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月31日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成19年6月28日開催予定の第76回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1．変更の理由

① 当社は経営環境の変化に迅速に対応し、業務執行機能の強化を図るため、執行役員制度を導入いたします。これに伴い、現行定款に新たに「執行役員」の章を設定し所要の条項（変更案第35条、第36条）を新設するものであります。

なお、当社は、上記対応の一環として平成16年6月に取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、平成17年6月に取締役の定員を20名以内から15名以内とする定款変更を行っております。

② 当社取締役会は、第4号議案「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針決定の件」の1.に記載するとおり、当社株券等に対する大量買付が行われた際に、当社株式に対する不適切な買付により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保することや、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠との結論に達しました。

そこで、当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針につき、株主総会決議によるご承認を得てこれを決定するための根拠規定として、所要の条項（変更案第16条）を追加させていただくものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容については、別紙のとおりであります。

3. 日程

① 定款変更のための定時株主総会開催日　　平成１９年6月２８日
② 定款変更の効力発生日　　平成１９年6月２８日

以　上

別紙

定款変更の内容

（下線は変更部分を示します）

現 行 定 款	変　更　案
＜本条新設＞	（株主総会決議事項） 第 16 条　株主総会においては、法令または本定款に別段の定めある事項をその決議により定めるほか、本会社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針をその決議により定めることができる。 ２．前項における本会社株式の大量取得行為に関する対応策とは、本会社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせずに新株または新株予約権の発行を行うことにより本会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、本会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、本会社株式の大量取得行為に関する対応策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど本会社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。
第 16 条 〜 第 33 条 ＜条文省略＞	第１７条 〜 第 34 条 ＜条数変更＞
＜本章新設＞	第５章　執行役員
＜本条新設＞	（執行役員） 第 35 条　本会社は、取締役会の決議により、15 名以内の執行役員を置くことができる。 ２．執行役員は、取締役会の定めた業務の執行を行うものとする。
＜本条新設＞	（執行役員制度） 第 36 条　執行役員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。
第５章　監査役、監査役会及び会計監査人	第６章　監査役、監査役会及び会計監査人
第 34 条 〜 第 45 条 ＜条文省略＞	第 37 条 〜 第 48 条 ＜条数変更＞

第６章　計算 第 46 条 ～ 第 48 条 ＜条文省略＞	第７章　計算 第 49 条 ～ 第 51 条 ＜条文省略＞

以上